

令和 7 年 9 月 1 日
地域行政部地域行政課

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（以下、「条例」という。）に定める施設（以下、「けやき施設」という。）として、世田谷区立上用賀公園運動場条例（以下、「運動場条例」という。）に規定する施設を追加する必要があるので、令和 7 年区議会第 3 回定例会に条例改正案を提案する。

2 改正内容

けやき施設（条例第 2 条）に、運動場条例に規定する施設を追加する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

当該運動場のけやき施設としての利用開始に合わせて、別途、「条例の施行日を定める規則」を定め、条例を施行する。

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例 第1条・・・省略・・・ (対象施設) 第2条 けやきネットを使用した共通の使用手続を定める施設（以下「けやき施設」という。）は、次に掲げる施設とする。 (1)～(10)・・・省略・・・ <u>(11) 世田谷区立上用賀公園運動場条例（令和7年9月世田谷区条例第○号）に規定する施設であって、規則で定めるもの</u> <u>(12) 世田谷区立学校施設使用条例（昭和52年4月世田谷区条例第16号）に規定する施設であって、世田谷区教育委員会規則で定めるもの（以下「学校施設」という。）</u> 2・・・省略・・・ 第3条～備考・・・省略・・・ <u>附 則（令和○年○月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u>	○世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例 第1条・・・省略・・・ (対象施設) 第2条 けやきネットを使用した共通の使用手続を定める施設（以下「けやき施設」という。）は、次に掲げる施設とする。 (1)～(10)・・・省略・・・ (11) 世田谷区立学校施設使用条例（昭和52年4月世田谷区条例第16号）に規定する施設であって、世田谷区教育委員会規則で定めるもの（以下「学校施設」という。） 2・・・省略・・・ 第3条～備考・・・省略・・・